

国家公務員共済組合連合会
ソフトウェア資産管理運用支援に係る
業務委託仕様書

国家公務員共済組合連合会

平成31年3月

内容

1. 件名	1
2. 契約期間	1
3. 履行場所	1
4. 委託目的	1
5. 委託範囲	1
6. 受託条件	1
7. 前提条件	1
8. 作業内容	2
9. 作成物の帰属関係	5
10. 貸与品の取扱い	5
11. 受託事業者の遵守事項	5
12. その他	7
13. 担当部署	7
用語集	8

1. 件名

国家公務員共済組合連合会（以下「当会」という。）ソフトウェア資産管理運用支援に係る業務委託

2. 契約期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日までの約一年間とする。

3. 履行場所

別紙に定める、当会本部（以下「本部」という。）及び当会各施設（以下「各施設」という。）とする。

4. 委託目的

当会ソフトウェア資産管理（以下「SAM」という。）運用は、平成 25 年度に日本マイクロソフト株式会社（以下「MS 社」という。）と Enterprise Subscription Agreement 契約（以下「包括契約ライセンス」という。）を締結したソフトウェアライセンスの適正な利用及び運用を目的とし、平成 25 年度に構築し運用を開始した SAM 運用支援システムにより SAM 情報の収集及び管理等を行っている。これにより、当会全体における SAM 運用のさらなる効率化と成熟度の向上を図ることを目的とする。

5. 委託範囲

SAM 運用を推進するため、以下の項目について委託範囲とする。

- （1） SAM 運用の支援
- （2） SAM 運用を支援する KKR 情報公開サイトの提供
- （3） インベントリ情報収集ツールの提供

6. 受託条件

受託者は法人として、以下に示す要件を満たすこと。

- （1） ISO/IEC 20000（ITSM 認証）を取得していること。
- （2） ISO/IEC 27001（ISMS 認証）を取得していること。
- （3） ISO9001（登録範囲「33 情報技術」）を取得していること。
- （4） 医療機関向けに電子カルテシステム導入実績があること。
- （5） 複数の事業所を有する法人向けに SAM 運用サービスを提供した実績があること。

7. 前提条件

- （1） 当会においては、Microsoft SCCM、または施設が独自に調達した SAM 運用支援システムにて PC のインベントリ情報を収集している。また、SAM 運用支援システムによるインベントリ情報の収集が行えないデバイス、具体的にはア) ネットワーク未接続のデバイス、およびイ) SAM 運用支援システムのエージェントのインストール要件を満たさないデバイスについては、スクリプトベースでのインベントリ収集ツールを用いてこれらの情報を収集している。これら製品を用いた SAM 運用を行う。
- （2） SAM 運用の対象は、以下のとおりとする。

- ・ 当会全医療施設の保有 PC（32 施設） 約 22,000 台
- ・ 当会全宿泊施設の保有 PC（34 施設） 約 600 台
- ・ 本部の保有 PC（1 か所） 約 800 台

8. 作業内容

（1） SAM 運用の支援

受託者は、以下の通り SAM 運用に関する本部及び各施設への運用支援を実施すること。

なお、SAM 運用の支援に伴う各施設への出張旅費等は、受託者側の負担とする。

① 運用マニュアルの改訂

受託者は、本部が定める SAM 対策基準の変更及び SAM 運用の有効性の観点に基づき、運用マニュアルの変更を当会に提案し、具体的な改訂原案を作成すること。

② SAM 管理台帳の整備

受託者は、SAM 運用支援システムによって得られるデータを用いて、管理下の各端末のハードウェア資産情報及びソフトウェア資産情報を収集し、以下の管理情報（以下、「SAM 4 台帳」という。）として開示できるよう整備すること。

表 2 SAM4 台帳

台帳名	内容
ハードウェア管理台帳	組織が保有する全ての SAM 管理対象ハードウェアについてのインベントリ情報と属性情報を管理する台帳
利用ソフトウェア管理台帳	組織が保有する全ての SAM 管理対象ハードウェアに導入されたソフトウェアインベントリ情報を管理する台帳
保有ライセンス管理台帳	組織が保有する全ての標準ソフトウェア及び施設が定める個別利用ソフトウェアのライセンスについて管理する台帳
ライセンス関連部材台帳	保有するライセンスの関連部材について管理する台帳

③ SAM 運用に関する作業支援

受託者は、本部及び各施設に対し、以下に定める SAM 運用に関する作業代行を含む作業支援を提供すること。

- 所定の申請様式に記載された包括契約ライセンス調達情報の KKR 情報公開サイトへのインポート作業（申請書単位に作業が発生）

- 所定の申請様式に記載された個別利用ソフトウェアの初期登録作業（申請書単位に作業が発生）
- 機器大量入替時の、ハードウェア管理台帳の初期登録及び廃却端末情報の削除（イベント単位に発生）
- SAM 棚卸（年 2 回実施）時の各施設からの棚卸結果報告書のとりまとめ、施設別報告数量（インベントリ収集方法別数、棚卸結果報告書での報告数）の精査、及び本部への報告
- SAM 内部監査（年 1 回実施）時の監査マニュアル、監査チェックシートの更新、各施設からの監査チェックシートのとりまとめ、内部監査結果報告書の原案作成、及び本部監査室への報告

④ SAM 運用に関する問合せ窓口の開設

受託者は、本部及び各施設に対し、SAM 運用に関する問合せを一元的に受け付ける窓口を平成 31 年 5 月 1 日より開設すること。受付時間は、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く、平日 9:00～17:00 とする。

受託者は、対応履歴について適時本部に情報開示するとともに、よくある質問とその回答について、KKR 情報公開サイトに掲示すること。

⑤ 業務完了報告書の作成提出について

受託者は、本部に対し、各月経過後、当該期間に係る業務終了を業務完了報告書またはこれに類する書類により報告すること。

(2) SAM 運用を支援する KKR 情報公開サイトの提供

受託者は、(1) の④で収集・集約した情報と、本調達で購入したライセンス情報を確認し、本部及び各施設へ開示公開を目的とした、本部及び各施設専用の KKR 情報公開サイトを平成 31 年 6 月 1 日までに準備し、当会担当者と詳細を協議の上、速やかに開設すること。

KKR 情報公開サイトには以下の機能を盛り込むこと。

- 利用条件
 - Web ブラウザ経由で利用できること
 - 本部または各施設への内部設置型ではなく、受注者が運営する、あるいは運営委託するデータセンター等に収容し、受託者自身の責任で運用すること（保守を含む）。
 - 施設毎に個別のアカウント／パスワードによりログインできること
 - 個別のアカウントでログインした場合、自施設のデータのみ参照できること
 - 病院部、旧令病院部、宿泊事業部、情報システム部のアカウントは、それぞれの管理配下の施設のデータが参照できること
- データ連携機能
 - MS 社の VLSC、MVLIC、または他の MS 社サイトから、当会包括契約ライセンス契約

情報、及び付帯する個別契約ライセンス情報をインポートできること

- SCCM または他社の SAM 運用支援システムで収集したインベントリ情報をインポートできること
 - 後述する、その他 MS 社より許可されたインベントリ収集方式にて収集したインベントリ情報をインポートできること
 - 定義された管理不要なソフトウェアについて、インポートを除外できること
 - 所定の申請様式に記載された包括契約ライセンス調達情報をインポートできること
- SAM 台帳作成機能
 - 取り込んだ当会包括契約ライセンス契約情報、及び付帯する個別契約ライセンス情報より、ライセンス管理台帳を生成できること
 - 取り込んだインベントリ情報より、ハードウェア管理台帳、利用ソフトウェア管理台帳を生成できること
 - MS 社以外のライセンスについても、ライセンス管理台帳を作成できること
 - 所定の申請様式に記載された包括契約ライセンス調達情報より、ハードウェア管理台帳に包括契約ライセンスの割当済・未割当を自動的に記録できること
 - 所定の申請様式に記載された包括契約ライセンス調達情報をインポートできること
 - その他機能
 - 利用可能な SA 特典に関する情報の表示機能
 - ハードウェア及び利用ソフトウェアの名称による検索機能
 - 棚卸前の数量と、棚卸後の数量を比較対照できる棚卸支援機能
 - 各種手順書や様式、ナレッジを公開するための掲示板機能

また、KKR 情報公開サイトの仕様については、当会及び受注者の合意に基づき、SAM 運用上必要と判断されたものについては、柔軟に対応すること。

(3) インベントリ情報収集ツールの提供

受託者は、前提条件に示す、SAM 運用支援システムによる管理が行えないデバイスのインベントリ情報収集のための MS 社から当会に対する利用が認められている製品として、インベントリ情報収集ツールを提供すること。

本ツールの提供に当たっては、次の条件を充足すること。

- オフライン（いわゆるスタンドアロン）のデバイスのインベントリ情報収集が行えること。具体的には USB メモリにプログラムを格納し、利用できること
- USB ポートの利用が許可されている Windows 2000 以上の Windows クライアント OS からのインベントリ情報を収集できること
- KKR 情報公開サイトに対しインベントリ情報を出力インポートできること
- 当会本部及び施設のソフトウェア資産管理担当者向けのマニュアルを提供すること

- 本契約期間中の仕様変更要求に対し、本部と協議の上対応できること

9. 作成物の帰属関係

受託者が持ち込んだパッケージソフト等の著作権を除き、この契約の履行のために作成した作成物は、すべて当会に帰属する。

10. 貸与品の取扱い

- (1) 本委託業務を行なうために必要となる資料については、その必要に応じて受託者に貸与する。
- (2) 受託者はその貸与品について、適正に保管及び管理するとともに、データの保護については万全の措置を講じるものとする。
- (3) 受託者は、承認なしに、みだりに物品を使用し、または移動してはならない。
- (4) 受託者は、貸与品について返還の指示があった場合、必要が無くなった場合、または契約が終了したときは速やかに返還しなければならない。

11. 受託事業者の遵守事項

受託事業者は以下の事項を遵守すること、また、本業務を行う業務従事者に対しても遵守させていること。

(1) 機密保持、資料の取扱い

- ① 受託事業者は、本業務の実施の過程で知り得た当会の機密事項や他の企業の営業秘密及び個人情報等について、守秘義務を順守すること。
- ② 受託事業者は、本業務の実施の過程で当会が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、提示及び作成した情報、本業務における関連事業者が提示及び作成した情報のほか、受託事業者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩しないこと。
- ③ 受託事業者は、本業務を実施するにあたり、当会から入手した資料等について管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - (ア) 複製はしないこと。ただし、複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ当会の承認を得ること。
 - (イ) 用務に必要ななくなり次第、速やかに当会に返却すること。
 - (ウ) 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、当会が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。
- ④ 当会が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に当会と協議の上、承認を得ること。
- ⑤ 当会の承認を得た上で再委託を行う場合は、再委託者についても同様の守秘義務を遵守させる契約を締結し、受託事業者の責任において管理・監督すること。また、再々委託者及び再々委託者が第三者に業務を委託する場合も受託事業者の責任において管理・監督すること。
- ⑥ 本業務を開始する前に再委託先を含めた受託事業者側の情報セキュリティ管理体制を策定

し、管理を実施すること。

- ⑦ 上記①、②及び⑤の再委託先の守秘義務については、契約終了後においても義務を負うものとする。
- ⑧ 再委託先を含め、機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、当会が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合にはこれに応じること。
- ⑨ 当会へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

(2) 遵守する法令等

- ① 「国家公務員共済組合連合会情報セキュリティの確保に関する規程」及び「情報セキュリティ対策基準」(以下「当会セキュリティポリシー」という。)の内容を正しく理解し、遵守すること。

また、これらの規程等を遵守するために、当会から必要な指示があった場合はこれに従うこと。

なお、当会セキュリティポリシーは非公表であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成30年度版)」(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部)に準拠しているので、必要に応じ参照すること。当会セキュリティポリシーの開示については、契約締結後、受託事業者が当会に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

- ② 受託事業者は、本業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

(3) 情報セキュリティ管理

受託事業者は、以下を含む情報セキュリティ対策を実施すること。

- ① 当会から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 本業務の実施にあたり、受託事業者又はその従業員、本調達の役務内容の一部を再委託する先、若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備されていること。
- ③ 受託事業者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- ④ 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。
- ⑤ 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を定期的に確認し、当会へ報告すること。
- ⑥ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、当会の承認を受けた上で実施すること。
- ⑦ 当会が求めた場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受入れること。
- ⑧ 本調達の役務内容の一部を再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるように措置の実施を担保すること。
- ⑨ 当会から要保護情報を受領する場合は、情報セキュリティに配慮した受領方法にて行うこ

と。

- ⑩ 当会から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、または抹消すること。
- ⑪ 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに当会に報告すること。

1 2. その他

(1) 著作権処置

本委託業務にあたり、第三者の著作権に抵触するものについては、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

(2) 再委託に関する事項

再委託の制限及び再委託を認める場合の条件は以下のとおりである。

- ① 本業務受託事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は委任（以下「再委託等」という。）してはならない。ただし、再委託先事業者の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲及び再委託等の必要性について記載した書面を、あらかじめ当会へ提出し承認を得た場合は、本業務受託事業者は、当会が承認した範囲の業務を第三者に再委託等させることができる。
- ② 本業務受託事業者は、再委託先事業者を正當に管理し、機密保持等に関して本仕様書が定める受託事業者の責務を再委託先事業者も負うよう必要な措置を実施し、当会に報告し承認を受けること。
- ③ 本業務受託事業者は、再委託等先に対し、本仕様書に定める責任及び義務を負わせ、再委託等先の業務履行から生ずるあらゆる責任を負うものとする。
- ④ 不明な事項については、その都度、当会担当者と協議すること。

1 3. 担当部署

国家公務員共済組合連合会 総務部総務課

〒102-8081 東京都千代田区九段南 1 丁目 1 番十号 九段合同庁舎

電話 03-3222-1841（代表）

以上

用語集

本仕様書で仕様する用語の定義は、次表に示すとおりである。

表 用語の定義

用語	説明
SCCM	Microsoft System Center 2012 Configuration Manager SP1 の略語。 サーバーおよびクライアント端末を効率的に管理できる構成管理製品。
USB メモリ型インベントリ収集ツール	SCCM にて直接管理することができない端末、施設内ネットワークに接続されていない端末及び SCCM のインストール要件に合致しない端末を管理するためのインベントリ収集ツール。 USB メモリに収容され、管理対象端末の USB ポートに挿入することにより、その端末のインベントリ情報を収集する機能を有する。
SAM 運用支援システム	本部及び各施設に設置している、SCCM を中心とした SAM 運用支援システム。
KKR 情報公開サイト	本部及び各施設の SAM 運用支援システムで取得したインベントリ情報を集中管理するための当会専用 Web サイト。現在利用しているシステムの基本設計を原則踏襲することを前提とする。
SAM 責任者	本部、及び各施設にて、SAM の展開・定着の責任と権限を負う者。
SAM 担当者	本部、及び各施設にて、SAM 責任者からの指示に基づき、ソフトウェア資産管理の展開・定着のための作業を担う者。
情報システム担当者	本部及び各施設にて、情報システムの展開・運用を担う者。
SAM 対策基準	国家公務員共済組合連合会ソフトウェア資産管理対策基準をいう。
運用マニュアル	SAM 運用を円滑に実施するための手順書類の総称。